

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目 次

◆ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

土地改良区の定款の変更の認可

新たに行おうとする土地改良事業計画の変更の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良事業の認可(四件)

道路の区域の変更

道路の供用の開始

過疎地域対策緊急措置法による町道の改築に関する工事の完了

◆ 教 委 告 示

教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
稲 賀 医 院	境港市上道町九二六	昭和五十年十二月二十九日
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町大山上野原 一四五番の四	十二月二十一日
百村眼科 医院	鳥取市末広温泉町二一 誠ビル内	昭和五十一年一月一日

鳥取県告示第十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の

規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
稲 賀 医 院	境港市上道町九二六	全国	昭和五十年十二月二十九日
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町大山上野原 一四五番の四	"	十二月二十一日
百村眼科 医院	鳥取市末広温泉町二一一 誠ビル内	"	昭和五十一年一月一日

鳥取県告示第十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、乙堰土地改良区の定款の変更を昭和五十一年一月六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十六号

大原土地改良区から申請のあつた土地改良（大原地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月六日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十七号

昭和五十年十二月五日付けで西伯郡大山町所子五八六番地の一上野福尾土地改良区から申請のあつた上野福尾地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十八号

昭和五十年十二月十二日付けで八束町から申請のあつた土地改良（岩瀨地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十九号

昭和五十一年十一月十四日付けで気高町から申請のあつた土地改良(夏ヶ谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年一月十四日から二十日間
縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(国安地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十一号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(香取地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十二号

福部村から申請のあつた村営土地改良(海士地区農地開発)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十三号

名和町から申請のあつた町営土地改良(東坪地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十一年一月十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	変更前	変更後	敷地の幅員メートル	延長メートル
-------	-----	-----	-----	-----------	--------

県道	長谷鳥取線				
		変更前	変更後		
		—	鳥取市安長字前内ノ式四二〇番の一の先から同市安長字大磯四六番の先まで	六・五 〇五九・五	一、三六四

鳥取県告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十一年一月十三日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区	間	供用開始の期日
-------	-----	---	---	---------

県道	長谷鳥取線			
			鳥取市安長字平森一七五番の三の先から同市安長字大磯四六番の先まで	昭和五十一年 一月十三日

鳥取県告示第二十六号

過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第一項の規定に基づく町道の改築に関する工事を次のとおり完了するので、過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第百四号）第六条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
八東町道	八頭郡八東町大字妻鹿野字下川河原一番の先から同町大字妻鹿野字上川河原四番の先まで	改築	昭和五十一年 一月十四日
丹比縦貫線	八頭郡八東町大字妻鹿野字財尾三八番の先から同町大字妻鹿野字上麻町二六七番の先まで		

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十一年一月十三日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十一年一月二十日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
(2) その他